

○へき地手当

・概要

- (1) へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、その他の地域に所在する市町村立の小学校・中学校又は共同調理場に勤務する学校職員に支給される。
- (2) へき地学校等の級別については、「市町村立学校職員の給与の支給に関する規則別表第2」参照
- (3) 支給額は、給料月額、扶養手当及び教職調整額の合計額を基礎とし、学校等の級別に応じ次の支給割合を乗じて得た額である。

準1級地	4/100	3級地	16/100
1級地	8/100	4級地	20/100
2級地	12/100	5級地	25/100

- (4) 当月分をその月の給料の支給定日に支給する。
月の中途において下記のいずれかに該当する場合は、給料の日割計算により支給される。
 - ① 支給対象職員となった場合又は支給対象職員でなくなった場合
 - ② 支給割合を異にする級地に勤務することとなった場合
 - ③ 休職、停職、専従休職、育児休業、大学院修学休業、派遣及び自己啓発等休業、配偶者同行休業となった場合
 - ④ ③から職務に復帰した場合
- (5) 支給に係る電算入力事務は、教育事務所で行う。

・関係法令等

- (1) へき地教育振興法 第5条の2
- (2) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条の4
- (3) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第4条
- (4) へき地手当の支給について

以下余白